⑸　工期　平成22年３月26日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約200㎥、ロック材　約34,200㎥、砕石　約9,900㎥
⑺　本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ｂ型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、東北農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東北農政局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けていること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。
⑸　東北農政局における平成21・22年度一般競争参加資格のうち「土木一式工事」の一般競争参加資格の確認の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。（上記２の⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑹　施工実績　平成６年４月１日以降（過去15年間）に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。
①　同種工事とは、フィルダム工事とする。
②　同種工事の工事規模は、堤高が15m以上のものとする。
③　当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。
①　主任（監理）技術者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定めている者のうち一級土木施工管理技士以外の者とする。
②　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。ただし、平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。
③　平成６年４月１日以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあっては、一人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有すること。また、同種工事とは、上記⑹の施工実績と同様である。ただし、当該経験が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④　主任（監理）技術者は、平成21年８月21日（開札日）より専任で配置可能な技術者であること。
⑻　次に示す項目に対し、技術資料の提案があり、適切であること。
①　施工計画上考慮すべき事項についての検討の適切性（工期設定の適切性含む。）
②　発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性
③　発注者が指定した部材・工法等の品質の確認方法、管理方法の適切性
⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経））」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑽　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価方式に関する事項
⑴　総合評価落札方式（施工体制確認型）の概要　本工事の総合評価方式は、標準点（発注者が定める上記の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案、企業評価、技術者評価の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式とする。
⑵　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　企業評価
③　技術者評価
④　技術提案
⑶　総合評価の方法
①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を40点とする。
②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
③　「加算点」の算出方法は、３の⑵の評価項目のうち技術提案、企業評価及び技術者評価について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値を競争参加資格確認者の「評価点数の合計値」の最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ｂ型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という）により行う。
⑤　「技術者評価」について複数の記載がある場合は評価の低いもので評価するものとする。
⑥　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。
⑷　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。